

第 2 5 号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 0 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

専 決 処 分 書

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

東大和市長 尾 崎 保 夫

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和３５年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２３条第２号中「２６万５,０００円」を「２７万円」に改め、同条第３号中「４８万円」を「４９万円」に改める。

附 則

- １ この条例は、平成２９年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第２３条の規定は、平成２９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２８年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。